

横浜市発達障害者支援モデル事業 募集要領

1. 事業の趣旨

発達障害者支援法の施行により、横浜市では平成 17 年度から発達障害検討委員会を設置し、ライフステージごとの課題等について議論を重ねてきました。これらの経過を踏まえた次のステップとして横浜市では、発達障害児者への先駆的な取り組みをモデル的に実践・評価し、有効な支援方法を確立すること、またそれにより得られた手法（効果）を全市に普及させることを目的として、発達障害者支援開発事業を実施します。この事業は、社会福祉法人横浜やまびこの里が横浜市からの受託により、平成 20 年 10 月から平成 22 年 3 月まで実施します。

その事業の一環として、横浜市における発達障害児者のニーズや社会状況を把握し、ライフステージを踏まえた具体的な支援をモデル的に実践・評価することを目的とし、横浜市発達障害者支援モデル事業を実施する機関を募集します。

2. 募集事業の概要

(1) 実施機関

実施機関は、1 年以上横浜市内での活動実績を有する法人とします。法人の種類（社会福祉法人、NPO、株式会社など）は問いません。

(2) 事業内容

発達障害児者の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するために、以下のような視点から、モデル事業を募集します。

① 家族支援の視点

- ・子育て支援を含む家族支援を実施するもの。

② 地域支援の視点

- ・地域生活を円滑に行うために成長段階に応じた一貫した支援を実施するもの。
- ・行動障害や二次障害を早期に発見し、地域で安定した生活を送るための支援を実施するもの。

③ 社会参加、就労支援の視点

- ・コミュニケーション支援や社会適応のための支援を行い、社会参加や就労への準備性を育てるもの。

*別紙「横浜市発達障害者支援モデル事業例」を参照ください。

3. 選定方法

実施機関は、企画書（プロポーザル方式による提案書）の内容および経費を総合的に勘案し選定します（最大 4 団体）。

- (1) 事業規模に関わらず、横浜市内で実施される先駆的な支援プログラムであること。

- (2) 年齢、成長段階ごとに対象者等を設定し、支援技法やシステムの確立を目指すものであること。
- (3) 市の施策への反映、成果の普及が期待できるものであること。

4. モデル事業説明会

平成 20 年 11 月 20 日（木） 午前 10 時～11 時 45 分 かなつくホール
午前 9 時 30 分 受付開始
(横浜市神奈川区東神奈川 1-10-1 JR 東神奈川駅・京急仲木戸駅徒歩 1 分)

5. 応募方法

(1) 応募期間

平成 20 年 11 月 20 日（木）～平成 20 年 12 月 5 日（金）17 時 00 分（提出書類必着）

(2) 質問書の提出

平成 20 年 11 月 28 日（金）17 時 00 分（質問書必着）

本要領等の内容について疑義のある場合は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて、質問書（様式）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、質問者全員に通知します。

(3) 企画書の提出（提出書類は返却しません）

①提出書類 企画書（原則 A4 版縦、様式は自由）、見積書

②提出部数 2 部

③提出方法 下記まで持参又は郵送により提出のこと。

（ただし郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください）

*別紙「横浜市発達障害者支援モデル事業 企画書について」を参照ください。

(4) 質問書・企画書の提出先

横浜市発達障害者支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-8 7F

FAX: 045-314-9666 E-mail: yokohama-shienshitsu@mbm.nifty.com

6. 選定結果

横浜市発達障害支援モデル事業企画・推進委員会において、選定した結果は、採否にかかわらず、後日、応募者あてに通知します。

7. 事業実施期間

助成金交付決定日から平成 22 年 3 月 31 日までとします。

8. 助成金支給額(上限)

平成 20 年度 2,100 千円 (税込)

平成 21 年度 4,200 千円 (税込)

9. その他

(1) 事業担当者及び事業責任者の配置

ア. 配置方法

発達障害者支援モデル事業の委託機関は、事業担当者を 1 名以上配置してください。兼任も可としますが、直接、当該事業にあたるものとします。

また、当該事業を統括管理する事業責任者を 1 名配置してください。事業担当者との兼務も可とします。

イ. 経歴・資格等

発達障害児者に関する知識および経験を有する者、または熱意を有する者とします。

ウ. 役割

事業責任者は、モデル事業実施に当たり、横浜市発達障害者支援センター及び同センターに配置する発達障害者支援マネージャーとの連絡調整役として、関係機関との連携に努めます。また、企画・推進委員会への報告を行います。

(2) モデル事業の対象

横浜市内での活動を対象とします。対象者がいる場合、原則として横浜市在住・在勤の人とします。

(3) モデル事業者連絡会議及び研修への参加

事業責任者は、発達障害支援マネージャーが要請するモデル事業者連絡会議及び研修に参加します。また、必要に応じて、発達障害支援マネージャーに事業の進捗状況を報告し、助言・指導を受けます。

(4) 報告書及び関係資料の作成、報告

支援や実施状況、成果について、報告書を作成し、原則として、モデル事業担当者連絡会議や横浜市発達障害検討会議等で報告することとします。

10. 問合わせ先

横浜市発達障害者支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-8 7F

電話: 045-290-8448 FAX: 045-314-9666

E-mail: yokohama-shienshitsu@mbm.nifty.com

(様式)

年 月 日

横浜市発達障害者支援センター

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名：発達障害者支援モデル事業

質 問 事 項

<回答の送付先>

担当部署

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

横浜市発達障害者支援モデル事業の例

発達障害児者の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するために、以下のような視点から、モデル事業を募集します。

1 家族支援の視点

○子育て支援を含む家族支援を実施するもの

《例》

ア 乳幼児期

- ・子育てを支援する集団生活の機会の提供をとおして、保護者の気づきのきっかけをつくるもの
- ・家族が気軽に相談できる場、情報提供やピアカウンセリングの場であるもの
- ・きょうだい児との関係改善や家族の障害理解の促進につながり、進学や就労など将来を見据えた相談ができる機会となるもの

イ 学齢期

- ・放課後支援や課外活動の場を通して、子育て支援や特性に配慮した支援についての情報提供するもの

2 地域支援の視点

○地域生活を円滑に行うために成長段階に応じた支援を実施するもの

○行動障害や二次障害を早期に発見し、地域で安定した生活を送るための支援を実施するもの

《例》

ア 乳幼児期

- ・地域の子育て支援に関わる人が発達障害に関する知識を持ち、家族や関係者の気づきを促せるようになるもの

イ 学齢期

- ・放課後支援や課外活動、地域での活動支援などに関わる人の発達障害に関する感度を高め、適切な専門支援につなげられるようにするもの
- ・発達障害の診断を受けた後に、精神科医療機関と支援機関の連携体制をつくるもの

ウ 成人期の視点

- ・発達障害とそれによる二次障害の診断を受けた後に、精神科医療機関と支援機関の連携体制をつくるもの
- ・大学、専門学校等などにおいて、発達障害に関する感度を高め、適切な支援を行えるようにするもの
- ・大学、専門学校等において、障害者雇用に関する知識や発達障害のある人の雇用事例に関する事例の普及啓発を行うもの

3 社会参加、就労支援の視点

○コミュニケーション支援や社会適応のための支援を行い、社会参加や就労への準備性を育てるもの

《例》

ア 学齡期

- ・ひきこもり・不登校や二次障害の発症など、発達障害に起因する問題の理解や予防に対応するもの
- ・中・高校生以上を対象とした就労・社会参加をイメージした活動を行うもの

イ 成人期

- ・基本的な生活習慣や社会的スキルを身につけるための社会参加や地域生活支援プログラムを提供するもの
- ・就労・生活を維持するためのスキル付与と支援モデルを検討し、発達障害のある人の生活支援プログラムの開発を目指すもの
- ・実際の職場を活用した実習プログラムや職場を想定した訓練プログラムを通して、コミュニケーション支援や社会性及び職業準備性への支援を実施するもの

横浜市発達障害者支援モデル事業 企画書について

1. 企画書の内容について

(1) 企画書は、原則A4版縦とし、様式は自由とします。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を記載してください。

ア 貴法人についての概要

イ 発達障害児者に対するこれまでの取り組みについて

ウ 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方について

エ 発達障害者支援モデル事業の実施方法について

(ア) 事業担当者および事業責任者の配置について

事業担当者の配置における考え方。(候補者の有無、事業責任者との関係)

(イ) 発達障害者支援センターおよび発達障害者支援マネージャーとの関係について

連携についての考え方。

(ウ) モデル事業対象者(又は対象機関)の選定について

候補者の有無。選定方法など。

オ 予算書

カ 個人情報の保護について

(3) 企画書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計(調査・検討)の内容が具体的に表現されたものは認めません。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式におさまる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

2. 企画書の提出

(1) 企画書の提出

ア 提出部数 2部(正本 1部、複写用 1部)

イ 提出先 4(2)と同じ

ウ 提出期限 12月5日(金) 17時00分まで(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送(ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

(2) その他

3. プロポーザルに関するヒアリング

次により、提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 平成20年12月22日(月) 午後

(2) 実施場所 松村ビル別館

(3) 出席者 事業責任者又は事業担当者を含む2名以下としてください。

(4) その他 時間、場所等の詳細については、別途お知らせします。

4. 審査委員会

本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市発達障害者支援試行事業企画・推進委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、実施機関の選定に関すること
委 員	渡部 匡隆（横浜国立大学教育人間科学部准教授） 福田 里美（神奈川LD等発達障害児・者親の会「にじの会」代表） 郷田 圭子（フレシアの会代表） 宇野 洋太（よこはま発達クリニック医師） 田沼 美穂（横浜YMCAトライアングルクラスソーシャルスキル主任） 相川 勇（横浜市社会福祉協議会障害者支援センター支援課） 小川 淳（横浜市総合リハビリテーションセンター地域サービス課長） 中山 修（小児療育相談センター診療相談部長） 神戸 裕史（ハローワーク横浜雇用開発部長） 志村 秀穂（岩谷学園高等専修学校教諭） 山下 昌永（横浜市立仲尾台中学校教諭） 緒方 明子（明治学院大学心理学部教授） 関水 実（横浜市発達障害者支援センター長） 柴田 珠里（横浜市発達障害者支援センター発達障害者支援マネージャー）

5. その他

(1) 企画書の作成及び提出等にかかる費用は貴法人の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 企画書作成要領に指定する技術企画書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 企画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 企画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 採否の通知

応募者に対しては、採否に関わらずその旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) プロポーザルの取扱い

- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出されたプロポーザルについては、事業者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全

プロポーザルについて閲覧に供します。

エ 提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

オ プロポーザルの提出後、補足資料の提出を求めることがあります。

カ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。

キ 提出された書類は、返却しません。

(6) その他

ア プロポーザルの作成のために当法人において作成された資料は、当法人の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

ウ 選定された実施機関は、本要請書及び選定されたプロポーザル等に基づき事業を実施します。

なお、条件・仕様等は、選定段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 平成20年度の助成金(上限)は約2,100千円(税込)、平成21年度の助成金(上限)は約4,200千円(税込)です。なお、企画書提出時には2か年分の当該事業にかかる予算書を提出するものとします。

※平成20年度は年度途中からの実施となります。平成21年1月～3月として積算してください。

平成 年 月 日

横浜市発達障害者支援センター

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

企 画 書

次の件について、企画書を提出します。

件名 : 発達障害者支援モデル事業

<連絡担当者>

所属

担当者名

電話

FAX

E-mail

発達障害者支援モデル事業 プロポーザル評価基準

1 基本的な評価事項

表1 基本的評価事項

評価項目 ()配点例	評価の着目点	配点	評価	評価の 換算式	評価点
法人についての 概要 (15点)	法人の運営・収支の状況	5			
	応募理由・障害福祉事業等への熱意と理解	5			
	発達障害児者に対するこれまでの取り組み実績	5			
事業を実施する 上での考え方 (25点)	横浜市の発達障害児・者を取りまく状況についての課題・分析	5			
	事業内容の理解度・考え方	10			
	実施方針の妥当性・先駆性・全市的な普及の可能性	10			
実施方法 (50点)	事業担当者及び管理責任者の考え方・候補有無	10			
	発達障害支援マネージャーとの連携についての考え方	5			
	想定される効果と評価尺度についての考え方	10			
	独自の提案・工夫の有無	10			
	実施に関する社会資源の把握と活用方法について	5			
	業務遂行能力・実現性	10			
その他 (10点)	個人情報の保護について	5			
	予算書(内訳)	5			
評点の合計(100点)					

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。

例えば、表1において配点10点の項目の場合

評価がAであれば評価点は $10 \times 5/5 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は $10 \times 3/5 = 6$ 点

評価がCであれば評価点は $10 \times 0/5 = 0$ 点

- (3) C評価のあるものは原則として選定しない。
- (4) 同種又は類似業務の経験については、その認定範囲を明確にし、要請書に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評 価		
		A	B	C
法人についての概要	法人の運営・収支の状況	良好な運営状況である	おおむね適切な運営状況である	運営に改善が必要な状況である
	応募理由・障害福祉事業等への熱意と理解	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	発達障害児者に対するこれまでの取り組み実績	積極的に取り組んでいる	ACに該当しない	取り組む意思がない
事業を実施する上での考え方	横浜市の発達障害児・者をとりまく状況についての課題・分析	十分に理解している	理解している	理解していない
	事業内容の理解度・考え方	十分に理解している	理解している	理解していない
	実施方針の妥当性・先駆性・全市的な普及の可能性	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
業務実施方法	事業担当者及び管理責任者の考え方・候補有無	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	発達障害支援マネージャーとの連携についての考え方	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	想定される効果と評価尺度についての考え方	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	独自の提案・工夫の有無	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	実施に関する社会資源の把握と活用方法について	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	業務遂行能力・実現性	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
その他	個人情報の保護について	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	予算書(内訳)	適している	ACに該当しない	適していない

「発達障害者支援モデル事業」実施機関選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「発達障害者支援モデル事業」の実施に際し、プロポーザル方式による実施機関を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者（公募条件）の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 実施機関の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(企画書の内容)

第4条 企画書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は原則A4版縦とし、様式は自由とする。

- (1) 法人について
- (2) 発達障害児者に対するこれまでの取り組みについて
- (3) 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方について
- (4) 発達障害者支援モデル事業の実施方法について
- (5) 個人情報の保護について

(評価)

第5条 実施機関と特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の運営状況・障害福祉事業等への熱意と理解
- (2) 発達障害児者に対するこれまでの取り組み実績
- (3) 事業内容の理解度・考え方、実施方針の妥当性
- (4) 当該業務に対する意欲・人員体制などの業務遂行能力・提案内容の実現性等
- (5) 個人情報の取り扱いに対する考え方について
- (6) その他

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適したものを特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市発達障害者支援試行事業企画・推進委員会(以下「推進委員会」という。)が、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 企画書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイトならびに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 委員の所属する法人が提出者となる場合には、当該委員は所属法人の評価に参加しないものとする。

(評価結果の通知)

第7条 特定されなかった旨の通知を受けた提出者は、書面により、特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は当法人が通知を発送した日の翌日から起算して、横浜市発達障害者支援センターの休業日を除く5日後の午後5時までに企画書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められた時は、当法人が書面を受領した日の翌日から起算して、横浜市発達障害者支援センターの休業日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

横浜市発達障害者支援モデル事業 実施機関選定スケジュール

平成 20 年 10 月 28 日 (火)	第 1 回企画・推進委員会 *選考方法・評価基準の決定
11 月 4 日 (火)	プロポーザル公募開始
11 月 20 日 (木)	モデル事業説明会
11 月 28 日 (金)	質問書提出期限
12 月 1 日 (月)	質問書回答送付日
12 月 5 日 (金)	企画書提出期限
12 月 10 日 (水)	企画・推進委員宛企画書事前送付
12 月 22 日 (月)	第 2 回企画・推進委員会 *ヒアリング *プロポーザル評定・実施機関の選定
平成 21 年 1 月 6 日 (火)	モデル事業決定通知送付